

共生の時代

号外

●発行 グリーンコープ共同体理事会
●編集 共生の時代・編集部
〒812-8561 福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号カーニープレイス博多4階
●電話 (092) 481-7923 ●FAX (092) 481-7876
●ホームページ: <http://www.greencoop.or.jp/>

グリーンコープの産直赤とんぼA栽培(無農薬)米の一部に、除草剤が使用されていたことが分かりました。グリーンコープは、2010年9月29日開催の理事会において、該当する米を供給した可能性のある組合員全員に、商品代金を返金することにしました(共同購入で利用された組合員には10月次請求書で返金します。店舗で利用された組合員は店舗に申し出てください)。

グリーンコープの産直赤とんぼ米において、「無農薬」と約束していたにもかかわらず、一部「無農薬ではない米」を供給する事態を発生させてしまいました。信頼して利用いただいている組合員の信頼を裏切ることになり、あつてはならないことと、お詫び申し上げます。

グリーンコープはこのたびの事態を深く反省し、今後、二度と同様の事態を発生させないために、「安心・安全」な産直米を供給できるよう、産直の強化に取り組み、組合員の信頼の回復に努めてまいります。

グリーンコープは、人間と人間との
連帯としての生産者との産直関係を
更に深化させることによつて
安心・安全な「食べもの」の
産直のレベルを向上させ
更に、前進してまいります



栽培段階	栽培内容
  赤とんぼ有機栽培	有機栽培(3年以上、農薬・化学肥料を使わずに栽培)でJAS法による有機の認定を受けたお米です
  赤とんぼA	化学合成農薬を使わずに栽培したお米です
  赤とんぼB	種子消毒には化学合成農薬不使用、収穫までに使用できる化学合成農薬は成分剤数で4剤以内です
  赤とんぼC	種子消毒から収穫までに使用する化学合成農薬の成分剤数は10剤以内です

一、偽装判明後の調査に関する報告

(1) 本(2010)年9月2日、ある産直米生産者グループ(以下、「当該生産者グループ」)から、「当該生産者(以下、「当該生産者」)が2009年産と2010年産の赤とんぼA栽培(無農薬)ひのひかりの圃場に除草剤を使用していたことが分かった」との報告がありました。当該生産者グループの他のメンバーからの内部告発で発覚したものでした。調査の結果、2010年のカタログGREEN3号から23号で供給した産直赤とんぼA栽培(無農薬)米の一部の商品に除草剤を使用した米が混入している可能性があることが分かりました。

(2) グリーンコープは受けて、当該生産者グループに対してまず、①当該生産者の2008年産以前の前米、②当該生産者以外の2009年産と2010年産の米、について問題がなかったのかを調査して報告することを要請しました。栽培記録は過去5年間分を保管しており、当該生産者グループは当該生産者について、2005年産まで遡って、農薬の購入記録と栽培面積(無農薬・B栽培・一般栽培の区分別)による必要量の調査、栽培記録の確認と当該生産者との面談を行いました。その結果、2005年産から2008年産までの間はA栽培(無農薬)の米に農薬を使用していないことを確認しました。また、当該生産者以外のすべての生産者については、2009年産と2010年産を対象に農薬の購入記録と栽培面積(無農薬・B栽培・一般栽培の区分別)による必要量に基づいて、農薬の購入量が多いと思われる生産者に対しては栽培記録の確認と訪問・農薬の在庫確認と面談(2010年9月7日・8日)を行って確認しました。約466人の生産者のうち、2

009年産は26人、2010年産は40人の訪問・面談を行いました。その結果、当該生産者以外の生産者は問題ないことを確認しています。

(3) 同時に、グリーンコープは2010年9月18日に産直米全生産者グループに対し、赤とんぼ米における農薬使用実態の調査と報告を要請しました。すべての生産者グループ(当該生産者グループを除く32生産者グループ)のうち23生産者グループは農薬の購入記録と栽培面積による必要量との点検、9生産者グループは栽培記録の点検と生産者への聞き取り調査によって確認しています。その結果、すべての生産者グループから「栽培計画書どおりである」との報告を受けて、問題ないことを確認しました。

(4) それらの調査に加えて、保管倉庫における入出庫と保管場所の記録、精米メーカーにおける原料米の入荷と精米、商品製造の記録、グリーンコープにおける週別の供給実績などを調査し、除草剤が使用されていた米が混入している可能性のある産直赤とんぼA栽培(無農薬)米を特定しました。

二、当該生産者の偽装について

(1) グリーンコープは、2010年9月13日と9月15日の二度、当該生産者と当該生産者グループの責任者と面談し、事実と経過等を確認しました。当該生産者が赤とんぼA栽培(無農薬)米に除草剤を使用したのは、田んぼに草が生えたことに対して、「人が草取りをできる限界を超えているので除草剤を使った。除草剤を使った場合、B栽培にランクを落として出荷できることは分かっていたが、A栽培(無農薬)は生産奨励金が多く貰えるのでA栽培(無農薬)」として出荷した」ということでした。当該生産者がグリーンコープの当該生

産者グループに入ったきっかけは、約20年前、「グリーンコープに米を売れば、市場価格(自主流通米)よりも高い価格で安定して買ってもらえるから」ということでした。当時、A栽培(無農薬)の米は栽培していませんでしたが、その後、当該生産者グループの勧めによって、A栽培(無農薬)の栽培に取り組みようになりました。

(2) しかしながら、当該生産者は自らが栽培した米を購入して食べるグリーンコープの組合員と交流した経験はありませんでした。

当該生産者グループは約466人の生産者によって構成され、20に分かれた地区の役員がグリーンコープの組合員との交流に参加する仕組みでした。そのこともあって、当該生産者は、無農薬の米と信じて購入して食べた組合員のことをまったく考えずに、「A栽培(無農薬)」として出荷すれば生産奨励金が多く貰えるのでA栽培(無農薬)として出荷した」ということです。

(3) これはグリーンコープの組合員をはじめ、グリーンコープの産直米の生産者やすべての生産者・製造者(メーカー)・お取引先を裏切る偽装そのものでした。いかなる理由や背景があったとしても、絶対にあつてはならない行為です。

三、当該生産者グループについて

(1) 当該生産者グループは二十数年、減農薬・無農薬の米作りに取り組んできた生産者グループです。グリーンコープとの関係も深く、1988年にグリーンコープ連合が設立される以前のグリーンコープ前身生協からの産直関係です。

(2) 当該生産者グループは、このたびの事態が発覚した際、すべてを正直にグリーンコープに報告されました。そして、「今回の事件の発生の原因は『生産者が真心込めて栽培した米を、消費者

であるグリーンコープの組合員の皆様へ自信と責任を持ってお届けし、喜んで、安心して食べていただく」という思いが薄らいできたことにある「この二十数年、農家の世代交代や新たに生産者グループに入る生産者がいる中で当初の理念、そして、グリーンコープの組合員の皆様にお喜びいただくという思い、合わせて、生産者グループ一同による協同の基本的な考えが薄れ、今回の事件を発生させた」

「今回の事件を契機として、減農薬栽培の原点に立ち返り、生産者と組合員の顔の見える関係を再構築し、二度と信頼を裏切ることがないようにしてまいります」と真摯に反省しています。

(3) 今後、①生産者と生産者グループの信頼関係を醸成すること、②生産者と生産者グループとが一体となつて高品質で安心・安全な米の生産に研究・努力する態勢を構築する、③生産者と生産者グループとが常に情報を共有する、④グリーンコープへの生産責任を果たすことが地域の環境保全に繋がることが理解する、⑤生産者間の信頼関係強化による生産者グループの活動を実践していく、ことによって、「グリーンコープとの信頼関係を取り戻す」ことを確認されています。

(4) そして、その実践の大きな一つとして、当該生産者グループ内において、このたびの事態をすべて公開して対応と検討をすすめられました。更に、米の生産責任を深く受け止め、グリーンコープが組合員に返金する金額を負担することを決定されました。

(5) グリーンコープは、「生産者グループにおける信頼関係を構築する活動を実践し、そのことを基礎にグリーンコープとの信頼関係を取り戻す」と考えられた当該生産者グループは、信頼できる生産者グループであると考え

ました。従って、2010年9月29日に開催したグリーンコープ連合の理事会において、当該生産者グループとの協議(2010年9月3日、9月9日、9月13日、9月15日、9月17日)内容、当該生産者グループの反省内容と再発防止に向けた取り組み内容を検討し、当該生産者グループの姿勢を評価し、当該生産者グループとの産直関係(取引)を継続することを決定しました。

四、グリーンコープの反省

(1) グリーンコープと当該生産者とは、「真の産直」関係を形成できていませんでした。グリーンコープと当該生産者との関係は「取引価格」による関係、すなわち、「グリーンコープにお米を売れば、市場価格(自主流通米)よりも高い価格で安定して買ってもらえるから」ということの比重が大きいのいう域を超えていませんでした。そのため、当該生産者は、「無農薬の米と信じて購入して食べた人」のことが考えられないようになっていました。

(2) 当該生産者は約466人の生産者による大きな生産者グループのメンバーの一人であり、これまでグリーンコープの組合員と出会う交流する機会がありませんでした。文字通り、顔の見える関係が作れていなかったと反省します。グリーンコープのすべての生産者と組合員が出会って交流することは現実的には困難です。その上で「組合員と出会う交流する機会のない生産者」が存在することを意識し、そのような中で、①いかにして生産者と組合員が出会って交流する機会を作れるか、②すべての生産者が組合員と出会って交流する機会が作れない場合に生産者と組合員との関係をどのように形成していくのか、という2点をよくよく考えて、その具体策を構築していくべきことが



できていませんでした。

(3) 同じ意味で、当該生産者グループとの関係も不十分であったと反省します。約466人の生産者による大きな生産者グループとの関係として、①いかにして生産者と組合員が出会って交流する機会を作れるか、②それが作れない場合に生産者と組合員との関係をどのように形成していくのか、ということの具体策を構築していくことができていませんでした。

(4) そして、グリーンコープの「真の産直」関係について、その考え方を生産者、生産者グループに表明することが不十分であったし、「真の産直」関係を生産者とグリーンコープとで共に形成していく具体的な取り組みに不十分な面があったと反省します。

(5) そこで、グリーンコープは、2010年9月18日、このたびの事態をすべての米の生産者グループに報告して共有していただき、今後、同様のことを二度と発生させないようにすること、グリーンコープの「真の産直」関係の構築に向けて共に努力していくことを呼びかけて合意していただくために、緊急産直米産地協議会を開催しました。協議会では、すべての産直米生産者グループと次の3点を確認しました。

(1) グリーンコープの反省とグリーンコープの「真の産直」関係の構築に向けた考え方を生産者全員と共有すること。
(2) 今後のグリーンコープとの産直関係のあり方を生産者グループとして相談し、グリーンコープに報告いただくこと。
(3) 同様のことを二度と発生させないための対策として、最低限、栽培面積と農薬購入量の点検、及び、生産者宅での保管状況と在庫の確認を、毎年、実施していくことを検討し、報告いただくこと。

五、「真の産直」関係、すなわち、「人間と人間との連帯としての生産者との産直関係」の構築に向けて

(1) 当該生産者グループは、「何の為に減農薬や無農薬栽培を行っていいのか、もつと徹底が必要だった。最初は『自然を守ろう』と必死に頑張っていたが、当初の趣旨が薄れてきたのだと思う。再度、生産者グループの中で総括したい。最初は、みんな、趣旨を理解していたが、それ自体が薄れてきたのだと思う」と総括されました。そして、当初、

「今後、徹底する」という具体的な内容として、「今まで、現地確認をしてきたが、今回の反省点の一つとして、農薬の購入確認が徹底できていなかった。今後、徹底することは管理面である」と考えられていました。具体的な「再発防止策」は、農薬の購入や使用履歴のチェック、土壌検査・出荷前の残留農薬検査の抜き打ち検査等でした。

(2) グリーンコープは、当該生産者グループが考えられている「再発防止策」の根底にある考え方、生産者との関係について、「減農薬や無農薬栽培に取り組む当初の趣旨をあらためて大切にしていくこと」に理解・納得しましたが、「今後、管理を徹底する」という意味について、「それではいけない。間違っている」と意見を表明しました。生産者グループが生産者に対して、農薬の購入や使用履歴のチェック、土壌検査・出荷前の残留農薬検査の抜き打ち検査を行うことによつて「偽装」の再発を防止しなければならぬということ、生産者グループが自らのグループの生産者を信用していない、信用できないということ、生産者グループが自らのグループの生産者との関係において、「偽装するかもしれないので、監視と罰則を」ということであれば、グリーンコープはそのような生産者グループを信用して産直関

係(取引)になることができません。

(3) 監視や罰則を設けたり厳しくしても、「偽装」しようと思えば、監視や罰則を欺くことを考えて「偽装」します。生産する人を信用出来ないということであれば、すべての「食べもの」を「毒味」のように検査しなければ「完璧」はあり得ません。従つて、疑つて監視することで完璧はあり得ません。真の問題は「偽装」することを考える人間のあり方であり、問題の解決は抜き打ち検査などの監視や罰則などを厳しくすることで克服していくのではなく、「偽装」しない人間のあり方を形成していくことが真の解決であると考えます。

(4) グリーンコープは、「偽装」を発生させない真の解決は、「人間と人間の連帯」の関係を構築することだと確信しています。このたび「偽装」した当該生産者は自らが生産するお米を分けている親戚や知人・友人に対しては、「嘘はつかない」「騙さない」と断言しています。グリーンコープに対して「偽装」し、グリーンコープの組合員に嘘をついた人が同時に「嘘はつかない」「騙さない」と言い切れるあり方で関係する人が存在しているので、親戚や知人・友人との関係は、「人間と人間の連帯」の関係、お互いにお互いを尊重し、思いやり、支える関係なのだと考えます。グリーンコープは、「偽装」に限らず、人間社会に存在するすべての課題や問題を解決することができなのは、「人間と人間の連帯」の関係なのだと確信しています。自然と人間の関係において発生している「環境問題」を解決することができるのも、自然と人間の関係を「自然と人間の連帯」関係にできるかどうかだということです。

(5) グリーンコープは、「真の産直」関係とは生産者とグリーンコープの組合員が「人間と人間の連帯」の関係を切り結び、「頑張つて『安心・安全な食べもの』を作る」人(生産者)と「そのようない人が継続生産できる価格で購入する」人(グリーンコープの組合員)との連帯としてのグリーンコープの産直関係(取引)であると考えます。

(6) ある赤とんぼ米の生産者グループの総会において「グリーンコープの基準は厳しすぎる。農業の現実や大変さが分かっている」という趣旨の発言をされたことがあります。グリーンコープは、その生産者が言われていることは事実を言い表している面があると思いますが、しかし、その生産者の立ち位置とその生産者とグリーンコープとの関係は間違っていると考えます。生産者は、自らの信じる農業、自らの思想・信条に基づいて農業をしているはずで、グリーンコープの生産者は自らの思想・信条に基づいて、自発的に、減農薬、無農薬、化学肥料不使用や削減、有機栽培等の農業のあり方に頑張っています。自分や家族の身体と健康のため、そのために環境のため、未来の子どものためのため等、ということが基礎になっていると思つています。従つて、グリーンコープに「食べもの」を納めている生産者・製造者(メーカー)・取引先が、「グリーンコープの基準が厳しいから大変」と考えるのであれば、グリーンコープへの納品(取引)をやめて、自らが納得する、自らの思想・信条に従つた自主的・主体的な道をすすむということだと考えます。

(7) グリーンコープは、「作つて下さる人がいるから食べられる」と言いますが、それは、作る人を全面的に上において謙つているのではありません。逆に、グリーンコープが作る人の上に立つ

て、「無農薬・減農薬で米を作れ」と強いているわけでもありません。お互いに、お互いの「ありがたい姿」で頑張る人間同士が、連帯し、支えあう関係を構築しているのです。

(8) しかしながら、残念なことに、日本の農業を取り巻く厳しい状況は、生産する人が自らの思想・信条に基づいて自主的・主体的に、減農薬、無農薬、化学肥料不使用や削減、有機栽培等の農業をしたいと思つても、地域や社会で生きていけないことや多大な労力と成果としての収入との関係が成立しないために、それでは生活できない、そのような農業を「業」として継続できない等という困難な社会状況の中で苦しめられる時代がありました。今も、その状況は厳しいものです。

(9) 一方で、グリーンコープは「安心・安全な食べもの」を共同購入すること守るという「食べもの運動」を、生協運動としてすすめる生活協同組合として、組合員だけでは「安心・安全な食べもの」を手に入れることはできません。従つて、グリーンコープは心ある生産者と共に、生産と利用との関係で連帯して取り組んできました。そのような関係において、グリーンコープは生産者に「減農薬、無農薬、化学肥料不使用や削減の農作物を作ってください」とお願いしています。そして、「生産して下さっている生産者がおられるから私たちは食べる事ができる」と感謝の気持ちを表現しています。

(10) グリーンコープは、グリーンコープの「真の産直」関係とは自らの思想・信条に従つた「食べもの」の生産のあり方に自主的・主体的に頑張る人間(生産者)と「安心・安全な食べもの」を共同購入すること守ることに頑張る人間(グリーンコープの組合員)が「連帯」関係を構築



【対象品目とお届けした時期について】

- (1) 当該生産者が生産し出荷した2009年産赤とんぼA栽培（無農薬）ひのひかりは、227俵＝13,620kg（1俵＝60kg）でした。しかし、保管倉庫での入出庫管理は生産者個人ごとには管理・記録されていないため、当該生産者が生産し出荷した米が混入している可能性がある米は、2,249俵＝134,940kgになりました。
- (2) 精米工場では、当該生産者が生産し出荷した米が混入している可能性がある米と当該生産者グループの同品種の他の生産者の米と一緒に精米するため、当該生産者が生産し出荷した米が混入している可能性がある米は広がり、対象品目とお届けした時期は、下表のとおりです。
- (3) 今回、そのすべてを返金の対象にしています。

1) 対象品目

商品名	供給形態
赤とんぼA胚芽無洗米5kg	カタログ案内と予約米、店舗
赤とんぼAひのひかり5kg	カタログ案内、店舗
赤とんぼA無洗米ひのひかり5kg	カタログ案内と予約米
赤とんぼA玄米5kg	カタログ案内と予約米、店舗
赤とんぼA玄米2kg	店舗
赤とんぼA発芽玄米1.5kg	カタログ案内、店舗
贈) 産直無洗米（農薬不使用）5kg	夏の贈りもの

2) 対象となる時期と配達日（商品名は「赤とんぼA」を省略しています）

	胚芽 無洗米	ひのひかり	無洗米 ひのひかり	玄米5kg	発芽玄米
3号 (4/12～4/17)	全曜日		—		
4号 (4/19～4/24)	—		—	—	—
5号 (4/26～5/1)	全曜日	金・土	—		
6号 (5/3～5/8)	—		—	—	—
7号 (5/10～5/15)	全曜日	全曜日	—		
8号 (5/17～5/22)	—	全曜日	—	—	—
9号 (5/24～5/29)			—		
10号 (5/31～6/5)	—		—	—	—
11号 (6/7～6/12)			—	火～土	
12号 (6/14～6/19)	—			—	—
13号 (6/21～6/26)	全曜日	全曜日	全曜日	全曜日	
14号 (6/28～7/3)	—			—	—
15号 (7/5～7/10)	金・土	金・土	金・土	全曜日	
16号 (7/12～7/17)	—	水～土	金・土	—	—
17号 (7/19～7/24)	全曜日	全曜日	全曜日	全曜日	
18号 (7/26～7/31)	—	全曜日	全曜日	—	—
19号 (8/2～8/7)	全曜日	全曜日	全曜日	全曜日	
20号 (8/9～8/14)	—	全曜日	全曜日	—	—
21号 (8/16～8/21)	月～木	月～木	月～木	全曜日	
22号 (8/23～8/28)	—			—	—
23号 (8/30～9/4)				全曜日	木～土

- ※表中の「—」は、その商品をカタログでご案内していない週です。空欄は、カタログでご案内したとおりに無農薬米をお届けしている週です
- 上表以外に、「夏の贈りもの」でご案内した「産直無洗米（農薬不使用）」も対象となります。
- 店舗も上表と同様の品目と期間が対象となります。店舗のみで取り扱っている「赤とんぼA玄米2kg」も「赤とんぼA玄米5kg」と同様の時期となります。

3) 店舗の対象となる品目と期間は次のとおりです

商品名	対象期間
赤とんぼA胚芽無洗米5kg	4月15日(木)～9月8日(水)
赤とんぼAひのひかり5kg	4月29日(木)～9月8日(水)
赤とんぼA無洗米ひのひかり5kg	6月24日(木)～9月8日(水)
赤とんぼA玄米5kg	6月 6日(日)～9月8日(水)
赤とんぼA玄米2kg	6月 6日(日)～9月8日(水)
赤とんぼA発芽玄米1.5kg	9月 2日(木)～9月8日(水)

- 4) ご利用いただいた商品がまだご家庭に残っている場合は回収させていただきます。お手数をおかけしますが、所属生協にご連絡（配達担当者または店舗へのお申し出）をお願いいたします。

し、自らを大切にし、連帯する相手を大切にし、お互いに対して、親戚と友人・知人と同じように、「嘘をつかない」「騙さない」「迷惑をかけない」「助けあう」という関係を作ることであると考えています。

〈1〉日本の農業におけるさまざまな問題の解決に頑張りながら、生産する自らと食べる人の健康の向上に向けて自主的・主体的に頑張る生産者がいます。

〈2〉「生命を大切にする」「そのために、まず、食べものを大切にする」「そしてそのため」に、環境・農業を大切にする「結局、地域の再生をめざす」ことに頑張るグリーンコープの組合員がいます。

〈3〉そのような人間（生産者）

と人間（グリーンコープの組合員）の連帯として、グリーンコープの産直関係があります。

〈4〉「人間と人間の連帯」としてのグリーンコープの産直関係は「頑張って『安心・安全な食べもの』を作る」人（生産者）と「安心・安全な食べもの」を共同購入することを守ることに頑張る」人（グリーンコープの組合員）が「作る人が継続再生できる価格で購入する」ことを基礎にしています。そして、お互いがお互いを最大限に尊重し対等な関係で次のような約束をしています。

① 誰が作っているか明らかにする。

② どのような作り方をするのかの約束を定め、その内容を明らかにする。

③ 人間と人間の交流を行う。

④ 「食べもの」を作ること、「食べもの」を作る人が生活することが継続できる価格で購入したり、生産奨励金を届ける。

〈5〉だから、グリーンコープの組合員は、「生産して下さる生産者がいるから私たちは食べることができる」「私たちのためにも買い支える」と言います。と同時に、「約束どおりのものが生産され」と信じて購入しています。

〈6〉生産者は「私たちを信じて、私たちに連帯してくれている組合員のために生産する」「約束を守る」という関係

です。

〈7〉そして、生産者が「約束を守る」ことについて自分を律して自己管理することとグリーンコープが「約束どおりのものが生産される」ことを情報公開と記録・履歴として確認する仕組みが〈グリーンコープ商品生産・製造認証システム〉です。農産物の場合は「栽培基準」と「作物栽培計画」を基礎にした仕組みです。米は、特定の生産者と事前に作物栽培計画書で栽培内容を点検・確認し、「赤とんぼ有機栽培」「赤とんぼA（無農薬）」「赤とんぼB」「赤とんぼC」の基準を設けています。そして、基準と作物栽培計画どおりに栽培されているこ

とを生産者の自主監査（第一者監査）とグリーンコープの職員による第三者監査によつて監査しています。

〈11〉グリーンコープは、今後、生産者と、「真の産直」関係、「人間と人間の連帯」の関係を更に深化させて作り上げていきます。また、生産する人にとつて、縁故米を贈って食べる親戚や友人・知人の顔が思い浮かぶように、生産する人を信じて食べているグリーンコープの組合員の顔が思い浮かぶような関係を更に深化させていく取り組みをこれまで以上に充実させて、今回の反省を踏まえ、「安心・安全な食べもの」の産直のレベルを向上させ、更に前進していきます。

